

南山大学再入学規程

第1条 南山大学学則第26条により、この規程を制定する。学則第30条による本学退学者の再入学に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 本学を退学した者が再入学を志願したときは、当該学科に収容余力のある場合に限り、これを許可することがある。ただし、再入学は、退学の日から5か年を超えた場合は認められない。

第3条 再入学の時期は、学期の始めとする。

第4条 再入学を志願する者は、保証人連署の上、学期の開始日から3か月前までに、所定の検定料を添えて再入学願を提出しなければならない。

② 南山大学学則第30条により退学を認められた者のうち学生納入金が未納となっている者が再入学を志願する場合は、未納となった学生納入金の全額をあわせて納入しなければならない。

第5条 再入学は、退学の事由、取得した単位数およびその成績等に基づいて関係学部教授会および大学評議会の議を経て、学長がこれを許可する。

第6条 再入学を許可された者の在学期間、履修すべき授業科目およびその単位数については、関係学部教授会が定める。ただし、その在学期間は、退学前の期間を通算して8年を超えることができない。

第7条 再入学を許可された者は、許可通知の受領後10日以内に必要な手続をとらなければならない。

第8条 再入学を許可された者の納入金については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 学則第31条または学則第34条により退学を命ぜられた者の再入学については、別に定める。
- 3 再入学に関する規程（昭和43年11月19日施行）は、廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。